

令和8年度瀬戸内市地域自治組織制度づくり支援業務委託仕様書

1. 業務名

瀬戸内市地域自治組織制度づくり支援業務

2. 業務目的

昨今、全国的に人口減少・少子高齢化が進み、社会構造が大きく変化しており、瀬戸内市においても状況は同様である。今後これらの地域課題に対応していくためには、現在の自治会単位による活動では対応が難しく、新たな地域自治組織を設立し、地域の課題に応じた対策が可能な基盤整備を行う必要がある。本事業は、新たな地域自治組織立ち上げへの支援及びそれに伴う制度設計の支援、今後の地域運営の仕組みを検討することに加えて、庁内連携体制の強化に向けた支援を行うことを目的とする。

3. 委託期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

4. 業務委託履行場所

受注者の事業所及び瀬戸内市内

5. 業務内容

(1) 地域自治組織制度づくり

①協働のまちづくり推進委員会の開催・運営支援（1回程度）

市が瀬戸内市協働のまちづくり推進委員会を開催するにあたり、運営の支援を行う。

②地域自治組織立ち上げに向けた制度設計の支援

地域自治組織が未設置の地域に関する将来ビジョンや計画などの作成について、必要に応じて助言又は提案を行うことで、立ち上げに向けた制度設計の支援を行う。

(2) 地域の取組支援（3地区程度）

①各地域の課題解決、目標達成に向けた相談対応

地域で開催される会の内容に対する助言を行うとともに、当日の進行やワークショップの実施など、合意形成に向けた支援を行う。

②各地域の課題解決、目標達成に向けた企画・取組支援

人口分析や地域体制の分析を行い、地域や自治体担当者への聞き取り等により、地域の活動状況、地域自治組織への理解度や設立意向等を把握する。

(3) 庁内連携体制の確立

①庁内連携体制の確立に向けた打合せ（3回程度）

庁内関係部署の連携体制の確立に向け、助言又は提案を行う。

6. 業務委託予算額

業務委託に係る予算額は、4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

※委託業務の実施に必要な実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

7. 事業成果報告及び納品物

事業実施に係る成果報告は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書（記録作成、集約等）
- (2) 本業務で取得・作成した写真、画像、動画、文書、冊子等のデータ一式
- (3) その他資料一式

8. 業務に係る注意事項

(1) 協議

市と受注者とは、本業務遂行のための必要な打ち合わせを行うものとする。なお、契約締結後ただちに 1 回目の打ち合わせを行い、その他打ち合わせ時期については協議の上決定することとする。受注者は打ち合わせごとに協議記録を市へ提出すること。

(2) 守秘義務

- ① 受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ② 受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、既存、盗難等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 本業務を遂行する上で生じたデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、市の指示に従うものとする。

(3) 検査及び引き渡し

本業務が完了した場合であっても、内容の不備及び不完全部分が発見された時は、受注者の負担と責任で直ちに修正し、再度提出するものとする。

(4) 権利関係

- ① 本業務の履行に係る成果物（印刷物や中間成果等）の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利はすべて市に帰属する。
- ② 成果物が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には当該著作物に係る著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）については、当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。
- ③ 本業務を履行する際に、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。

(5) 再委託

本業務の全部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、本業務の一部についてあらかじめ書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。

9. その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。
- (2) 契約後、速やかに市の担当者と打ち合せた上で年間計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (3) 実施案件毎に事前に市と協議し、承諾を得てから事業を進行すること。
- (4) 疑義が生じた場合や、緊急事態時には速やかに市と協議できる体制を整えること。
- (5) 再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。
- (6) 業務実施に必要な資料がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却すること。
- (7) 本業務は単年度では成果が得られにくいことから、履行状況が良好であり一定の評価基準を満たしていた場合、3年間の範囲内で地方自治法施行令第167条の2各号により随意契約し継続することがある。
- (8) その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上決定する。